

< 掲 載 条 件 >

1. 区は、広告掲載を履行するため、掲示板に広告板枠を取り付け、広告主の負担により作製した広告板面を広告板枠へ取り付けることにより、広告期間内に広告を掲出するものとする。
2. 広告主は、1件につき年間30,000円（月額2,500円）の広告掲載料を区発行の納付書により指定期日までに一括前納すること。
3. 広告の内容並びに広告板面の作製及び各許可手続きに関する経費は、広告主の責任及び負担とする。
4. 広告主は、広告板面の良好な維持管理に努めること。
5. 広告主は、掲載期間終了後も引き続き広告掲載を希望する場合、区が指定する期日までに更新の申込みをすること。
6. 広告主は、氏名（名称）・住所・連絡先等を変更した場合は、区へ届け出ること。
7. 広告主は、広告内容を変更しようとする場合、事前に区へ届け出て承認を得ること。
8. 広告主は、広告掲載に関する権利を第三者へ譲渡、転貸してはならない。
9. 広告主は、区が地域の事情等により掲示板、広告板枠及び広告板面を移設又は撤去する場合、移設又は撤去に関して了承すること。
10. 広告掲載料は返還しない。ただし、掲示板、広告板枠及び広告板面を移設又は撤去したことにより、継続して広告掲載できない場合は、広告期間の末日から30日を1ヶ月として起算し、広告掲載を中止する日以降までの月額で計算した額を返還するものとする。
11. 区は、広告板面が破損、滅失等の理由により広告掲載できなくなったとしても、その責任を負わない。
12. 区は、掲示板、広告板枠及び広告板面を移設又は撤去することにより広告掲載できなくなったとしても、広告板面や別な場所での新たな広告掲載に関する経費に対し、その責任を負わない。
13. 広告主は、板橋区掲示板広告掲載取扱要綱、その他関係法令、諸規定に従うこと。
14. 区は、広告主が掲載条件に違反したときは、広告掲載の契約を解除し、広告板面を撤去する。